

後之柵、御池之廻り柵、手水鉢蓋之儀申上候處に、是又被爲仰付出來仕候事。

右之通にて御座候。以上。

延寶二年四月十九日 神明神主多田丹波守判

篠原織部殿

永原左京殿

右の如く、舊藩中は藩費作事所中の一ヶ所にて、破損修理方時々命ぜられしかど、金澤市中の神社なるに依つて、社料は寄附なかりけり。

○藩侯諸公子宮參

舊藩中は國初以來、卯辰觀音院山王社を城内の産土神となし、宮參の恒例なりしかど、彼の社は神佛混淆の社なりし故にや、五世參議中將綱紀卿の時は泉野神明社をば産土神とせられ、公子達宮參の式ありたり。按ずるに、綱紀卿の第一男千代松清君、延寶二年十月十二日於金澤誕生、翌三年三月二日神明社へ宮參し給ふ、是初也。菅家見聞集及び年譜に云ふ。延寶三年三月二日千代松君御産神詣、金澤神明宮を被下、御神拜之規式は神道士田中一閑奉りて行之、

御參詣之刻限辰、巳之間也。御供之面々奥村伊豫、神尾數馬、恒川監物、并御傳橋爪五兵衛、小幡七郎兵衛、御横目和田小右衛門也。御先詰奥村因幡、野村權兵衛、渡邊喜左衛門。因幡は社中に伺公、野村、渡邊兩人は御酌加役也。於神前御規式有之。神前御獻納物如左。

御太刀一腰 御馬代黃金拾兩

慰斗腹拾把 鮭塩引拾尺

干鱈拾尾 御樽酒一荷

神主從五位下多田丹波守へ生絹五疋被下之とあり。但し同年六月十五日二歳にて早世なりし故に、此の後の公子産參の沙汰なかりしにや。去りながら正徳二年五月公女達社參ありし寺社奉行の書簡、于今傳來す。

明十二日神明宮に御姫様方御參詣之刻、中臣之被御聽聞可被遊旨致仰出候條、可被得其意候。以上。

壬辰五月十一日 永原 左京印

伊藤平右衛門印

多田河内守殿

御姫様方御參詣以後御札之儀、十三日朝六時過拙宅迄可

有持參候。

一、豐姫様・直姫様・壽姫様、右御三人様は御札上申管に候。御札認様之儀は、正・五・九月御祈禱之御札認之通可然候條、左様可被心得候。以上。

五月十一日

永原 左京

多田河内守殿

按ずるに、豐姫・直姫は綱紀卿の公女也。壽姫は實は前田美作守孝行の女を養女となし給へり。直姫は則ち正徳二年七月二條關白吉忠公の政所と成り、壽姫は西三條大納言公福卿の簾中と成り給へり。年譜に、正徳二年七月十三日直姫君京都へ發興とあり。されば今年五月神明社へ社參し給ふも、二條家へ入興に就いての事ならんか。壽姫西三條家へ入興は、正徳四年四月京都へ發興ありて、廿七日に入興なり。文化三年神明神主多田日向守より書出したる由來書に、正徳二年五月十二日豐姫様・直姫様・壽姫様御參詣被遊候砌、御最花銀御獻備被遊、私先祖河内守居宅へ御入被遊、拜領物被仰付。御參詣後御三方様へ御札指上候様、永原左京殿・伊藤平右衛門殿被仰渡、獻上仕。と載せられた

も、此の後はその事なかりけん、記載せず。

○伊勢躰

金澤俳優傳記に云ふ。元和七年伊勢をどり世上にはやり、金澤へはやり來り、地子町の子ども組を立てをどり、神明へまでねりをどり、さて町々より次第に、本町より小身の武家がたまでまじり、頓て人持がたにをどり來り、夫れより御城へあがり、女中町かたのものどもをどり、御意に入候よし。間もなく御ほうとして、結構なる裝束にて御殿御女中がたをどりをなされ、町方の者ども、見物仰せつけられ候。尤この時町人もまじりをどりしとなり。此の時大かさきより野町神明まで、うち六尺あけて垣をゆひ、此の内を御大身まで馬に乗り、をどりながら御通りなされ候。その歌の文句は、をさまる御代にあそべやあそべ。風がなれば波もなし。天下泰平國土安穩。御馬をやらうか、御興をやらうか。御馬もいやよ、御こしもいやよ。おもふ御人に手をひかれ、普天の下泰平國土安穩。一拍子に頭をふりてねりゆく。其の次に米搗をどり、金の白、銀の杵に金の柄をさし、杵の木口に穴をあけ、銀箔を切つていれ、かつ